

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課)

ページ

号外(二) 平成二十六年十二月一日

規則

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公害防止条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第八に備考として次のように加える。

備考 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百二十八号)第二条第二項に規定する特定施設を除く。

別表第九一の表一の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている岐阜県公害防止条例(昭和四十三年岐阜県条例第三十五号)第三十三条第二項に規定する特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場等の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から六月間は、改正後の別表第九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十二月一日

平成二十六年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社